

第 21 回日本インターネットガバナンス会議(IGCJ)レポート

2017 年 10 月 18 日

1 会合の概要

日時： 2017 年 9 月 28 日(木) 18:00～20:00

会場： JPNIC 会議室

URL： <http://igcj.jp/meetings/2017/0928/>

1.1 参加状況

会場参加者数： 32 名 遠隔参加者数： 5 名

1.2 アジェンダ

1. EU 一般データ保護規則(GDPR)と改正個人情報保護法を考える

1.1 EU 一般データ保護規則と改正個人情報保護法について

1.1.1. GDPR の概要

- GDPR とは何か

1.1.2. 日本における政府の取り組み

- 個人情報保護委員会の役割

- 改正個人情報保護法について

- EU からの個人データ保護に関する十分性認定の状況

総務省 国際戦略局 国際経済課

矢野 圭

1.2 ICANN における GDPR への取り組み

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター/ICANN 理事

前村 昌紀

1.3 JP ドメイン名における登録情報等の取り扱い

株式会社日本レジストリサービス

遠藤 淳

1.4 参加者による議論

2. IGCJ ML の公開/非公開検討にあたっての整理

IGCJ を考える会

3. AOB

3.1 Asia Pacific Internet Governance Academy (APIGA) 2017 に関する報告

- APIGA 全体概要

株式会社日本レジストリサービス

高松 百合

- 参加者による振り返り

慶應義塾大学

Yilai Guo

京都大学

金本 聡子

3.2 Asia Pacific Regional Internet Governance Forum (APrIGF)での Youth に関する活動の紹介

ヤフー株式会社

野口 明香里

2 口頭での報告内容・質疑応答・議論内容

2.1 EU 一般データ保護規則(GDPR)と改正個人情報保護法を考える

総務省の矢野氏より、資料「EU 一般データ保護規則(GDPR)と改正個人情報保護法を考える」に基づき説明が行われた。その後、資料「GDPR@ICANN」に基づき JPNIC/ICANN 理事の前村氏より、資料「JP ドメイン名における登録情報の取り扱い」に基づき JPRS の遠藤氏よりそれぞれ説明が行われ、参加者による質疑応答および議論となった。

■ 十分性認定について

質問(以下: Q) GDPR は EU のデータを域外に出してはいけないということだが、EU 以外の企業活動を一種制限する側面もあると思う。それについて EU と日本で合意して円滑な移転を目指していると思うが、日本としてはどのように考えているのか。

回答(以下: A) 十分性認定がこういった形になるか、相互に認定するという話が出ているが具体的にどこまでの範囲でこういった内容なのか、主に個人情報保護委員会が調整していて現時点では詳細が分からない。

■ ICANN の役割

Q. GDPR 対応における ICANN の役割について、ICANN と契約しているレジストリ・レジストラは ICANN との契約だけで GDPR 対応が済むものではないのは説明のとおりだと思う。一方で、ドメイン名業界の組織である ICANN が GDPR 対応をすると、同じ業界の他企業も、対応が楽になるという 1 つの事例を示せるのも ICANN と思った。何か具体的に考えていることはあるのか。

A. ICANN が仕組みを整えて各事業者がそれに則ったら簡単になるところまでは考えられていない。事業者自身が様々なサービスを提供しているので、各自に責任を持った対応を期待している一方で、ICANN との契約でそれと齟齬があってはいけないとも考えている。ICANN の Bylaws においても遵法的なレジストリ、レジストラ事業運営の必要性が書かれており、ICANN としてはその実現を目指さなければならない。

Q. 情報収集して、影響等の評価をしている段階ということか。

A. その通りで、同時にマルチステークホルダーでボトムアップな方針策定も重要だと考え

ている。

■GDPR の罰金規定執行と、各事業者における今後の対応について

Q. GDPR は欧州域外の事業者も義務を負うという話だが、第三国の事業者が守らなかった際、どういう形で EU は罰金規定を執行するのか。命令されても無視する企業が出てきそうだが。

A. 情報提供などについては個人情報保護法にも外国当局との連携という規定もあるが、実際の執行となると現時点では分かっていない。

Q. 例えば国内企業が GDPR の対応をできなかった場合、EU から罰金命令されてもその支払い方法は決まっていない。さまざまな事業者がさまざまな場所で対応しなければならぬが、全員が対応できるということは不可能だと思う。例えば二割の事業者が無理だった場合のコンティンジェンシープランのような対策は持っているのか。

A. どのような場合に GDPR の違反が見つかるのかは分からない。少しでも違反したら違反者全員が見つかるという事態にはないと思うが、実際に違反が見つかったときに誰がくるのかも分からない。罰金もいくら課せられるか分かっていない。

Q. その点が非常に疑問である。域外適用はどのように違反者を見つけるのか、どのように罰金規定を執行するかが定められていないと、これに従えば得をするというインセンティブが働かない。資金的に厳しい企業は従うインセンティブはないと思って聞いていたが、そのあたりはどう考えているのか。

A. 外国の例で言えば、カルテルの禁止といった EU 競争法(独占禁止法)の話に近い。アプローチとしては個人情報の保護というより競争政策の方針をとっている。また個人情報の側面としては、実際に Google が違反をして罰金を取られた。GDPR の罰金が高額なのは、対応する費用よりも罰金が安かったら実効性がないだろうという予想が発端である。

GDPR は EU データ保護指令の改正なので、そちらは既に EU 域内である程度機能している。実際に罰金を取られている企業や自治体もあるようだ。基本的に GDPR はそれを EU 域外の組織にも適用することになる。

気をつけてほしい点は、EEA(欧州経済領域)域内の個人データが対象ではなく、EEA 域内に『存在する人』の個人データが対象ということ。例えば、自社の社員が EEA に旅行に行き会社にデータを送った場合は対象になる場合がある。通信事業者にとっては、さまざまなデータが対象になる可能性がある。それを適切に対処しているか、またできていない場合どうしたら違反が見つかるのかという議論がある。特に事故を起こしてしまった場合、違反

が見つかる可能性が高い。情報漏えい事故を起こした際、72 時間以内に報告義務が明確に決められている。また、匿名化(仮名化)が適切でない場合も漏えいする事が考えられる。

日本の個人情報保護法で規定されている個人情報のデータ範囲と、GDPR で考えているデータの範囲は違う。日本は電話番号、IP アドレスを個人情報として認識していないが、例えばドイツでは、ISP が持っている IP アドレスは個人データとなりうるという判決も出ている。日本のようにデータの属性で個人情報かどうかは判断せず、欧州では、利用状況に応じて同じ情報(例えば IP アドレス)でも個人情報になったりならなかったりする。

日本-EU 間でのデータ移転は非対称な状態でもある。日本のデータが欧州に行くのは問題にならないが、EU のデータが日本に流れて来るのが今の大きな問題となる。今後どうやっていくのか。

2018 年 5 月までに相互認定で何らかの落とし込みができるのは難しいと考える。いきなり日本企業を違反対象として狙うことはないと思うが、何かしらの対応をしなければならぬ。また、リスクを保有するという考え方もある。EU から来ている、データによっては大きな問題がないと捉えてリスクを保有することもでき、仮に機微な情報があれば適切に対処するという対応策もある。広く一様に全てのデータを対応することはほぼ不可能であり、機微な情報があれば決められたデータを適切に確実に対処していくのがよいかと考える。

■最後に一言

前村氏：ICANN としてもこれさえ対応すれば問題ないという答えがない中で、データ保護当局にコンタクトしながら進めていくことが多い。皆さんからもいろんな議論や情報をいただいで勉強になった。

遠藤氏：ICANN はドメイン名業界全体のコーディネーションとして議論ということもあるが、ICANN 自身もデータを扱う事業者としてどうするのか気になるところ。

2.2 IGCJ ML の公開/非公開検討にあたっての整理

資料「IGCJ ML の公開/非公開検討にあたっての整理」に基づき説明が行われた後、参加者との議論があった。

コメント(以下:C) そもそも ML のアーカイブを公開する必要があるものなのかどうか入り口が分からない。例えばサークルの ML であれば私的な目的で集まっているので公開すべきではない。そうではないからこのような話題がでているが、前から IGCJ が何のために集まっているのか、そこがないと今後この話をしても答えが出ないのではないかと。継続的に私も考えていきたいと思う。

C. 補足すると、考える会ができる前に ML ができたという経緯があり、ML ができた時点ではゆるやかに合意されたものが固まる前だった。

2.3 AOB

2.3.1 Asia Pacific Internet Governance Academy (APIGA) 2017 に関する報告

株式会社日本レジストリサービス 高松氏より、APIGA 2017 の概要を会期中の動画を交えながら説明が行われた。慶應義塾大学の Yilai 氏より資料「Report on APIGA 2017」、京都大学の金本氏より資料「APIGA2017 in Seoul」に基づき APIGA 2017 の振り返りについてそれぞれ報告された後、参加者による質疑応答があった。

Q. 今後はどのようにインターネットガバナンスに関わっていきたいか。

A. インターネットガバナンスといっても、私の周りのコンピュータサイエンスを専攻している学生はインターネットガバナンスを知らないので、まずは知ってもらうということが大切だと考える。

A. 技術的なバックグラウンドを持っているわけではないが、持続可能な組織を維持するためにも新しいシステムに適用しなければならないと思う。新 gTLD や IPv6 のような新しい技術のプロモーションを学んでいきたい。

2.3.2 Asia Pacific Regional Internet Governance Forum (APrIGF)での Youth に関わる活動の紹介

ヤフー株式会社の野口氏より、資料「APrIGF 2017 Bangkok 登壇報告」に基づき説明が行われ、参加者による質疑応答があった。

Q. インターネットやプライバシーを題材にした子供向け絵本の製作といった台湾の国立政治大学の取り組みは、大学として取り組んでいるのか、それとも大学教授自身が企業や団体とコラボして本を出版しているのか。

A. 絵本は非営利団体が出版しているので、国立政治大学が必ずしもそういう活動をしているわけではないと思われる。

2.3.3 ルートゾーン KSK ロールオーバーの実施延期について

2017 年 9 月 27 日(PDT)に ICANN が DNS のルートゾーン KSK ロールオーバーに関するスケジュールを変更すると発表したことが共有された。

3 次回 IGCJ 22 開催予定などについて

・次回は、2017年11月30日(木) 16:15-18:45 と 19:00-20:30 の2部構成。場所は浅草橋駅のヒューリックホール&ヒューリックカンファレンス。Internet Week 2017 との同時開催を予定している。

・IGCJ を考える会メンバーは常に募集している。